



# 21世紀を迎えてこう考える

酪農総合研究所

所 長 天 間 征

## 1 いつもの年とはちがう今年の新年

2001年という年号をみても、何かしらいつもの新年とはちがう、何か「決意」というものが湧きあがってくるような思いがする。新しい世紀に入るとなれば、前世紀からの単純延長線上の生き方でよいのかという自省の念も生じてこよう。新世紀に合わせて自分がどのように変わり、自分の酪農経営をどう変えていくべきなのかを、誰もが思いめぐらすに相違ない。

2001年4月から、酪農をめぐる諸制度も大きく様変わりすることになっている。加工原料乳の価格が国の決定から、市場での相対取引に変わる。不足払い補給金はこれまでに比べると、年々あまり変化しなくなる。経営安定のための所得対策は、価格支持政策から切り離されて、生産者と国との拠出による基金制度で賄われる。各県毎に作られていた指定生乳生産者団体は、広域ブロックに合併され、プール乳価の範囲が広がる。新しい飲用乳表示に向けて制度が変わり、その結果として、飲用牛乳向けの生乳需要が増加する一方で、加工

飲用乳向けの原料乳製品使用が減り、国内の脱粉、バター消費にかけりが生ずる。「家畜排せつ物法」も足掛け3年目を迎え、5年以内のふん尿処理施設の整備期間の半ばに達する（平成16年目標）。ざっと、このような外部酪農制度環境の変化に、個々の農家は直面することになるはずである。

「新しい酒は新しい皮袋にもれ」のことわざにもあるように、このような外部環境変化に合わせて、自分自身をどのように変化させていくかが、生き残りの必須条件でもある。私が酪農生産者に広く望みたいことは、自分の経営を「企業である」と再認識して欲しいことである。全国平均の戸当たり経産牛頭数が34頭、北海道のそれは49頭（平成12年）、さらに成畜飼養頭数50頭以上の頭数シェアが北海道で74%、都府県で32%ということになれば、多くの酪農経営は文字通りの企業になりつつある。

企業ということになれば、就業規則を持たねばならない。家族農業の場合には「家族農業協定」とか「経営管理協定」とかよばれているものがそれに当たる。後継者や妻などの勤労意欲、経営参画

## 牧草と園芸・平成13年（2001）1月号 目次 第49巻第1号（通巻575号）



陽光につつまれた  
21世紀の幕明け

ごあいさつ	菊地 庸	表
21世紀を迎えてこう考える	天間 征	1
酪農学園の使命とロマン	安宅 一夫	4
牧草・飼料作物育種の新しい展開	中島 隼介	7
自給飼料増産対策について	高野 信雄	11
有機農産物認証の現状と問題点	木村 宏	14
サイレージ用トウモロコシ・ニューデント系新品種の紹介	高橋 穰	17
ダイコン新品種「晩抽喜太一」の特性と栽培のポイント	松井 誠二	21
サイレージ用トウモロコシ・スノーデントシリーズ		表
雪印種苗育成牧草優良品種		表

第1表 酪農経営の飼養頭数規模別の内容

	単位	10～20頭	20～30頭	30～50頭	50～80頭	80頭以上
農業粗収益	千円	16,340	23,184	30,813	44,883	77,022
農業経営費	千円	11,774	17,285	23,007	33,756	61,702
農業所得	千円	4,567	5,899	7,807	11,127	15,320
農業所得率	%	27.9	25.4	25.3	24.8	19.9
年間労働時間(家族)	時間	5,019	6,064	6,640	7,367	8,475
1人当たり労働時間	時間	1,961	2,254	2,604	2,576	2,873
1時間当たり所得	円	910	973	1,176	1,510	1,808

資料：農林水産省「農業経営部門別統計(北海道)(平成11年)」酪農部門より試算  
注：1人当たり労働時間＝年間労働時間(家族)÷農業就業者数

力を高めるためにも、ぜひ家族協定を作り上げるようにしたいものである。どのような協定の中味とするかは、家族全員で決めるべきである。家族全員が協定を守ろうと努力することの中から企業家精神が育っていくはずである。

## 2 将来の酪農経営規模をどうするか

「大型企業的酪農をみなければ、米国に出掛ける行くまでもなく、北海道で十分」といわれるほど、「メガファーム」とよばれる超大型酪農がこの地に次々と生まれつつある。われわれは年間生乳生産量3,000t以上の経営をこのようによんでいる。

このような超大型経営は北海道においても未だ「点の存在」(約13経営体)で、大部分の大型酪農家は年間1,000tレベルを目指して、しのぎを削っている。ちなみに、平成11年度で、成畜100頭以上飼養農家は全国で1,080戸(3.1%)、北海道で690戸(7.0%)存在し、急激な勢いで増加中である。その一方で、最大の数を占めているのは、全国で見ると20～50頭層である。このような少規模飼養層が広範に存在しうるのは、水田等との複合化や高所得率酪農の追求の故であろうと思われる。

将来の酪農経営の在り方を考える場合の最初の選択肢は、少頭数・高所得率酪農を目指すのか、それとも多頭数だが、低所得率の酪農に甘んずるかということであろう。稲作や畑作農業に比べて、酪農経営は経営規模の選択の幅の広い農業分野であると言いうるのであろう(第1表)。

ただ、経営規模の選択は、個々人の農業に対する価値観の違いのみならず、経営がおかれている立地環境にも左右される場合が少なくない。自給飼料畑の確保の難易や、ふん尿処理の条件のいかんで、規模が制約される場合も少なくないからで

ある。このような経営規模を制約している各地域の立地環境条件については、今一度各自が再点検してみる必要がある。

TMRの普及によって、今まで使われなかった農産加工企業の副産物の活用が可能となり、その周辺に、大規模酪農が増加したという事例も数多く報告されており(豆腐粕、ビール粕、ビート粕、ジュース粕...)、また、ガーデニングの普及や有機農法の展

開が、家畜ふん尿処理を経済的採算に乗せうようになったといった変化もみられるからである。酪農立地の有利性、不利性が以前に比べて変化する時代になったように思われる。

また、第1表にみられるように、北海道酪農における1人当たり労働時間が、頭数規模の増大につれて増加していることからすれば、所得は低いけれども身体にゆとりのある経営を目指すのか、それとも「時間的ゆとりは乏しいが高い所得の経営」を望むのかといった、家族全体の生き方のちがいが、経営規模の大きな選択基準の一つになり得る時代になるであろう。

## 3 酪農経営計画を狂わすもの

私の属する研究所では、近年大規模な酪農経営を対象とする調査研究に力を注いできている。その結果、大規模酪農が必ずしも高収益酪農とは云えない事例が少なくないことが明らかとなった。その最大の理由は、「大規模酪農における予期せざる疾病、繁殖障害などによる乳牛の淘汰、更新による経営計画の狂い」である。予期せざる多数の乳牛の淘汰、更新の発生は当然のこととして、生乳出荷目標の狂いと同時に、経営費用計画の狂い、飼料給与計画の狂いという連鎖反応を次々と生み出すことになる。

なぜ大規模酪農において、往々にして淘汰・更新牛割合が高くなるかといえば、近年の乳牛の改良速度に比べて、生産者の飼養管理技術が追いつかず、そのことが乳牛に大きな負荷を与え、乳房炎、繁殖障害、消化器管疾病、肢蹄病、周産期病等を多発させるからである。

しかしながら、「予期せざるトラブル」への経営的対応は、大規模経営において、小規模経営より

も理屈の上では、より容易に対応可能となるはずである。というのは、1頭の牛が死産事故牛となる確立は計算できないが、100頭、1,000頭となれば、その確率は統計的予測が可能となるはずである。ところが、われわれの調査研究によれば(「乳牛の供用年数が酪農経営に及ぼす影響に関する調査研究」平成12年2月)全国97サンプルのうち、乳牛の更新計画を立てている経営が37.1%、計画を立てている経営の中でも「計画どおりに更新がおさまった」ものは41%、「計画どおりにいかなかった」が59%に達しているのである。

事故牛の発生といった、不確実な経営上の現象に対する対応策としては、3つの戦略的経営対応が考えられている。「最も自分に好都合の現象が表れる」ことを前提とした楽観的対応策、「自分にとって好都合、不都合の現象がないままに表れる」ことを前提とした平均的対応策、「自分にとって最悪と思われる現象が表れる」ことを前提とした保守的対応策とである。

このような対応策のうち、急激に大型化した経営に対するアドバイスとしては、楽観的な淘汰・更新計画ではなく、「考えられうる最悪の淘汰事故を想定しつつ、その最悪の影響を最小化するような手立てを考慮した経営計画を立てること」である。「予期せざる事故」であるか、「予想された事故」であるかの経営的対応は全く異なるものとなるからである。「相手に勝つことを願わず、負けないことを願う」というのが真の勝負師(ギャンブラー)の哲学であり、「大型酪農化過程」を不確実性に対する経営ゲームの一種と見立てれば、同様の哲学が経営主にも求められよう。

#### 4 無償から有償へ向かう経営移譲

21世紀に入ると、これまでの「一子無償相続制」は、都市近郊農業や大型畜産経営などから、次第に崩れてくるのではないかと予想される。その理由として、親から子への無償譲渡が、優秀な非農家出身青年の新規参入機会を阻んでいる、民法上の権利意識の向上から、他の共同相続人(妻と子供たち)の農場権利放棄が困難になってきている、農場の無償譲渡と引き換えに、老後の生活扶養を息子夫婦に全面的に依存することを好ま

ず、経済的自立を求める親達が増えてきていること、親子間の無償譲渡方式が、子供達の職業選択の自由を規制していること、などである。

欧米、オセアニア等多くの先進酪農国では、親子間であっても農場有償譲渡が基本的ルールとなっており、そのことによって、農場継承をめぐる農業・非農業青年間に良い意味での競争条件を作り出している。また、それらの国々では、有償譲渡のための金融制度や助成制度等が出来上がっているのである。

また、親子間に限らず、農場を丸ごと有償譲渡するというケースは、この国では従来余り多くはなかったように思う。離農が発生した場合、乳牛、機械、施設などは土地と切り離されて処分され、土地は周辺農家にバラ売りされる場合が多かったと思う。しかし、近年の多頭飼育化によって、建物、機械、設備、乳牛等の「上もの資産」が、土地資産をはるかに超えるという状態になり、「上もの」と土地を別々に処分することが不都合となり、両者が一体化した「農場」という西欧的概念が、酪農分野において次第に定着化しつつある。農場を単位とした所有権移譲を可能とするような公的金融措置も必要な時代となりつつあるのである。

親子間の農場有償移譲は、日本でも実現するとしても遠い将来のことと受止める人達も多いと思うが、平成12年10月20日付の日本農業新聞の伝えるところによれば、農水省は、「来年度、農業後継者が親の農業経営を継ぐ場合、実質的に後継者が、親の負債を低金利の長期資金に借り換えて引継げる融資の仕組みを導入することを決めた」という。この融資の条件としては、後継者が認定農業者となってスーパーL資金を借りる、その資金で親から農地などを買う、親はその販売代金で負債を返す、ということになっているという。

日本農業も次第に経営者の自己責任原則の向上と、市場原理に基づく自由な競争的経済社会を経済活動原則として受入れ、それに合わせた積極的な自己変革が求められる世紀に入りつつあるように思われる。